国立市庁舎における自動販売機設置事業者選定 プロポーザル実施要領

<u>1 業務概要</u>

(1) 件名

国立市庁舎における自動販売機設置事業者選定プロポーザル

(2)業務の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、国立市役所庁舎の自動販売機コーナーに、一時貸付契約による飲料用自動販売機の設置しているところである。

今回、事業者から庁舎利用者の利便性向上施策や新たな収益源に関する企画 提案等を募る。そこでは、貸付料という歳入源の確保を中心に据えながらも、 新規設置場所等についても提案を募ることで、利便性向上と新たな収益源を 獲得する。

(3)業務の内容

本業務の詳細は、別紙仕様書を原案とし、受注予定者の提案等を踏まえ、詳細な協議を経て仕様書を確定させる。

(4) 募集物件【3台】

物件	所在地	概要	最低貸付料率	売上本数
$(A \sim C)$				※過去5年平均
A	国立市富士見台	清涼飲料水	30%	36, 778 本
В	2-47-1	清涼飲料水	30%	16, 226 本
С	国立市役所 庁舎1階	紙コップ式飲料	30%	21,821本

(5) 契約期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(貸付開始日(令和4年4月1日)から5年間を限度として1年単位の更新)

2 選定スケジュール(予定)

項目	日程	
実施要領等の公表	令和4年1月28日(金)	
参加申込書受付締切	2月9日(水)	
参加資格審查結果通知書送付兼質問受付締切	2月15日 (火)	
質問回答	2月18日(金)	
企画書等提出締切	2月25日(金)	
書類審査結果通知	3月15日 (火)	
優先交渉権者と詳細協議 (仕様書調整等)	3月中旬	
契約締結	3月中	

4 実施形式

公募型プロポーザル方式による。(書類選考型)

5 参加資格要件

申込時において、次に掲げる要件を全て満たしていること

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定 に該当しないこと。
- (2) 法人及びその役員が、国立市暴力団排除条例(平成25年条例第42号)第2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなさ れていないこと。
- (4) 提出された書類の記載事項に誤りがないこと。
- (5) 国立市内もしくは近隣市(日野市・立川市・国分寺市・府中市・昭島市・ 多摩市・小金井市・小平市・東大和市)に販売・営業活動を行う本・支店又は 営業所があること。
- (6) 商品販売に必要な営業許可を有していること。
- (7) 公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者でないこと。
- (8) 過去5年間において、国(独立行政法人等を含む。)又は地方公共団体(公 社等を含む。)と飲料自動販売機の設置実績を有しており、誠実に履行した実

績を有すること。

6 情報公開及び情報の提供

国立市情報公開条例の規定に基づき、個人情報及び法人その他の団体に関する情報を開示することにより正当な利益を害するものを除き公開対象とする。

なお、優先交渉権者決定前において、決定に影響を及ぼすおそれがある情報については決定後の開示とする。

7 参加意思確認方法

本プロポーザルに参加意思のある事業者は、以下の方法によって参加申込書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和4年2月9日(水)正午

(2) 提出先

「14 問合せ及び書類の提出先」のとおり。

(3)提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送の場合は提出期限までに必着とする。

(4)提出書類

	書類	様式
ア	参加申込書	様式1
1	事業者概要	様式2
ウ	業務実績調書	様式3

(5) 提出部数

1部

(6) 参加資格審査結果の通知

提出資料をもとに参加資格の審査を行い、<u>令和4年2月15日(火)までに</u>、 参加申込書等提出者宛に電子メールで通知する。

8 質問の受付及び回答

本実施要領、仕様書等に関し確認事項や不明な点がある場合は質問書(様式5) を提出すること。

(1) 質問期限

令和4年2月15日(火)正午

(2) 提出方法

別添の質問書(様式5)を電子メールにて提出する。

※電子メールの件名は『国立市庁舎における自動販売機設置事業者選定プロポーザル質問書』とすること。

※電話や口頭での質問には回答しない。

(3) 質問先

「14 問合せ及び書類の提出先」のとおり。

メールアドレス: sec_somu@city.kunitachi.lg.jp

(4) 質問への回答方法

<u>令和4年2月18日(金)</u>までに、全質問に対する回答を、質問者の名前を 伏せた上で、国立市ホームページにて、随時、公表する。なお、提出期限を過 ぎた質問については回答しないので注意すること。

9 企画提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有する旨の通知を受けた事業者は、以下の方法によって企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和4年2月25日(金)正午

(2) 提出書類

書類		様式	備考
ア	業務実施体制	様式4	
イ	企画提案書	様式自由	下記の「企画提案書作成の留意点」を参照
			の上、作成すること。
ウ	見積書	様式6	※宛名は「国立市長」とすること。
			※正本のみ代表者名等の押印をすること。
			※労務費上昇について適切に加味した見
			積もりとすること。

■企画提案書作成の留意点

別紙「国立市庁舎における自動販売機設置事業者選定プロポーザル仕様書」を踏ま

えて、次の項目を参考に対応方法や考え方を盛り込むこと。

- 1. 本業務実施にあたっての実施方針について。
- 2. 収益増加施策について。
- 3. 新規設置場所の提案をする場合には、その図面と貸付料率について。
- 4. 高い効果が期待できる追加サービスについて。
- 5. ユニバーサルデザインの考え方について。
- 6. キャッシュレス決済について、物件A~Cの適用の有無と導入予定機種の詳細について。
- 7. 故障時や緊急時の体制について。
- 8. 省エネルギー化の促進等(使用する機器等)による環境負荷への低減策について。
- 9. 商品の補充、ごみの回収、清掃体制について。
- 10.5年間の予想収益について。
- 11. 自動販売機の配置予想図面について。
- 12. その他提案内容一式。
- %A4版とし、両面印刷で10枚以内(20ページ以内)(表紙・目次は除く)にまとめること。ただし、図表等については、A3版をA4版に折り込むことも可とする。
- ※文字方向は横書き、用紙方向は縦使いとすること。
- ※文字サイズは 10.5 ポイント以上とすること。(注意書きは除く)
- ※ホッチキス2点留め(左とじ)
- (3) 提出方法

副本のデータ (メール) かつ紙媒体については、持参又は郵送にて提出する。

- (4) 提出部数
 - ・8部(正本1部、副本7部)
 - 副本のデータ
 - ※副本においては、事業者名を特定できるような内容(事業者名、ロゴなど) を記載しないこと。
- (5) 提出先
 - 「14 問合せ及び書類の提出先」のとおり。

10 選考方法

市職員で組織する国立市庁舎における自動販売機設置事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)により審査を行い、優先交渉権者を選定する。

(1) 企画提案書による書類審査

ア 参加資格を有すると判断された事業者について、企画提案書等による書類 審査を行う。

イ 審査結果については、<u>令和4年3月15日(火)</u>までに全ての書類審査の 参加者に電子メールにて通知するとともに、国立市ホームページで優先交渉 権者のみ公表する。

(2) 審査基準等について

ア 書類審査は、別添の審査基準表に基づき審査を行う。

- イ. 最も評価点の高い事業者を優先交渉権者とし、次に評価点の高い事業者を 次点者とする。
- ウ. 得点が同数となった場合には、採点基準表の【貸付料率】の得点が高い事業者を上位とする。提案内容の得点も同数となった場合は、【企画提案】の得点が高い事業者を上位とする。それでもなお、同数となった場合は、審査委員会の委員長が決するものとする。

11 契約の締結

本委託業務の優先交渉権者として選定された事業者と以下の要領で契約の交渉を行う。

(1) 契約内容及び金額

最終的な契約内容及び貸付料率については、優先交渉権者と国立市の間で提 案内容等を確認し、実現内容について精査・調整の上、最終的な契約内容・貸 付料率を確定する。

※提案内容及び見積額をもって直ちに契約を行うものではない。

(2) 仕様

契約内容となる仕様については、別紙仕様書(案)をもとに、優先交渉権者の提案内容や協議内容を盛り込んだ形で作成する。

(3) 提案内容

提案資料及び提案内容については、見積金額内で実施できることを確約した

ものとみなす。

(4) 本契約

本契約については令和3年度中に行う。(令和4年3月予定)

(5) 辞退等

辞退その他の理由で契約できない場合は、次点の事業者を契約候補者とし契約の交渉を行う。

12 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限に遅延した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3)審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (5) 提出された見積金額(貸付料率)が国立市の設定した最低料率より低い場合 (新規設置場所についても同様。)
- (6) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる 状態なった場合
- (7) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- (8) その他、審査委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- (6) 本プロポーザル実施要領 (スケジュール含む) 及びその他の書式等に変更がある場合には国立市ホームページで告知する。
- (7) 本プロポーザルにあたり国立市より受領した資料は、国立市の許可なく公表、 使用できない。

14 問合せ及び書類の提出先

〒186-8501 国立市富士見台 2-47-1

国立市 行政管理部 総務課 庶務管財係 担当:澤井

電話番号:042-576-2111 (内線) 246、252

メールアドレス: sec_somu@city.kunitachi.lg.jp